

限度額適用認定証は申請が必要です



7月までに申請された限度額適用認定証の有効期限は最長で7月末までです。認定証は、 申請後に交付を受けて、医療機関へ提示した月から適用されます。8月からの認定証が必要 な人は、8月中に交付手続きをしましょう。ただし、国保税に未納がある場合は、認定証の 交付ができません。

◆限度額適用認定証とは?

医療機関で提示すると、医療費が自己 負担限度額までの窓□負担になります(入 院時の食事代や差額ベッド代、保険がき かない医療費などは対象外)。限度額は、 世帯の所得や年齢によって異なります。

申請に必要なもの

- ○申請者の印鑑
- ○申請者・受診者・世帯主のマイナンバー がわかるもの
- ○申請者の身分証明書(運転免許証など)
- ○受診者の保険証

◆認定証がない場合は?

高額療養費で払い戻しが受けられます。

一旦、限度額以上の医療費負担をしていた だき、おおむね2か月後以降、該当世帯に 高額療養費の申請勧奨通知を郵送します (申請後に給付)。

後期高齢者医療制度加入者で、すでに 認定証をお持ちの人には、保険証送付時 に認定証を同封しています(保 険証発送後から7月末までに 申請の場合は別々に送付)。

問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



生活改善のコツや工夫を一緒に考えます!

あなたの町の担当です



